

市町村民税  
道府県民税

給与支払報告書  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

受付印

木津川市長 宛て

年 月 日提出

給与支払義務者

名称  
(氏名)

所在地  
(住所)

個人番号又は法人番号

印

整理番号		年度	特別徴収指定番号
係	担当者		
氏名			
電話		年度	特別徴収指定番号

給与所得者	フリガナ		新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	移動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額			
	氏名												
住所	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日	生	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月 日	1 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他( )	特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する)	控除社会保険料額	円
	個人番号												
住所	1月1日 現在						円	円					
	異動後												

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 名称	特別徴収指定番号 (電話 - - - )	左記特別徴収義務者へは月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。
-----------------------	-------------	-------------------------	--

一括徴収する場合		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	備考
一括理由	1 異動の日が6月1日から12月31までの間で本人からの申出があつたため。	本人の印	月 日	円	左記の一括徴収した税額は月分で納入します。(翌月10日納期限)
	2 異動の日が1月1日から4月30までの間で特別徴収の継続の希望がないため。		月 日		左記の一括徴収した税額は月分で納入します。(翌月10日納期限)

一括徴収しない場合		旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	点検
理由	1 異動の日が6月1日から12月31までの間で本人からの申出がないため。		1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収への切替 3 一括徴収 4 その他	1 特別徴収義務者(区)を変更 2 普通徴収への切替 3 一括徴収 4 その他	点検
	2 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。) 3 異動の日が1月1日から4月30までの間で未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。				

記 1 この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市(区)町村へ提出してください。

2 部を提出してください。

3 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

4 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

5 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。

一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください、一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

て退職の必日が残り一ヶ月を日から4月まで徴収してまで今までだのさのいの。方については、本人からの申出がない場合であつ